

令和4年度第6回  
東京都私立学校審議会（第819回）

令和4年10月17日（月）

都庁第一本庁舎42階 北塔特別会議室A

午後 3 時 1 分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、令和 4 年度第 6 回東京都私立学校審議会を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日の出席委員ですが、委員 20 名のうち 16 名でございます。開会定足数は 11 名でございますので、当審議会運営細則第 6 条によりまして、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

では、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してございます 2 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和 4 年 10 月 17 日付、東京都知事名。

記、日本医療ビジネス大学の目的変更認可について（豊島区）外 1 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明をさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 1 件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件 2 件の計 3 件で、いずれも専修学校の案件になります。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第 1 号及び議案第 2 号は、いずれも第一部会におきまして了承されておりますことを報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに、既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第 1 号は、東京町田情報 IT クリエイター専門学校の設置認可についてでございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の千葉委員から調査結果につきまして説明願います。

○千葉委員 それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

本案件は、東京町田情報ITクリエイター専門学校の設置認可についてでございます。令和4年10月5日に加茂川主査、東京都私学部及び町田市の担当職員と私とで、第一部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人大原学園から学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設、設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の4点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校教育法、専修学校設置基準等の法令を遵守するとともに、生徒の確保を適切かつ着実にいき、継続的、安定的に学校が運営できるように努めること。また、認可内容に変更等が生じる場合には、事前に所轄庁と十分に協議を行っていただくなど、多数の学校を運営する法人にふさわしい他校の模範となる学校運営を行っていただきたいこと。

2つ目は、貴校の学科は社会的ニーズの高い分野でもあることから、教育内容の充実を図るため、最新の設備や経験豊富な教師をそろえる等、教育環境及びカリキュラムのより一層の向上に努めていただくとともに、貴法人が設置する他校の情報を積極的に活用し、専門性に併せて人間力の向上にも努められ、社会に貢献できるような人材育成に努めていただきたいこと。また、生徒への進路指導、就職支援体制を充実し、就職先の確保に努めていただきたいこと。

3つ目は、生徒の自己学習や教育就職相談が十分にできるよう、機能的な充実を図っていただくとともに、生徒のメンタルケアができるよう、面談環境のさらなる充実を図っていただきたいこと。

4つ目は、校舎が商業地域及び住宅地に隣接しており、交通量、通行量が多いため、登下校や休み時間に近隣に迷惑をかけないように、生徒を十分指導し、引き続き、近隣住民との良好な関係を保っていただきたいこと。申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なからうと思っております。

部会調査結果については以上ですが、詳細につきましては事務局から説明いたします。

○私学行政課長 では、続きまして、議案第1号につきまして、事務局よりご説明をいたします。

本案件は、学校法人大原学園から申請がありました東京町田情報ITクリエイター専門学校の

設置認可でございます。

本案件は、学校の新規設置ですが、既存の建物の活用により、基準を満たす校舎があることから、一段階審査を取るものでございます。

それでは、設置要項に基づきましてご説明をいたします。

まず、学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は、教育基本法および学校教育法に基づき、情報処理及びクリエイター並びにこれらビジネスに関する専門教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な産業人を育成することを目的とする」でございます。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から4に記載のとおりです。

開設の時期は、令和5年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持方法は、要項6に記載のとおりです。

設置者は、学校法人大原学園で、理事長は中川和久氏、校長は佐藤顕氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項9に記載のとおり、修業年限2年の情報処理学科及びクリエイター学科、修業年限3年の高度情報処理学科及び高度クリエイター学科を設置いたします。入学定員は、情報処理学科及び高度情報処理学科はそれぞれ40名、クリエイター学科は50名、高度クリエイター学科は25名で、総入学定員は155名、総定員は375名となります。

主要教科名は、要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、それぞれ要項11から14に記載のとおり、設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項15及び16に記載のとおりです。備考欄には、学校法人及び同学校法人設置校の認可年月日を記載してございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。（首肯する委員あり）

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

○近藤会長 次に、今回新たに諮問されている案件について審議することといたします。

議案第2号は、日本医療ビジネス大学校の目的変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第2号、日本医療ビジネス大学校の目的変更認可申請についてご説明

いたします。

日本医療ビジネス大学校は、平成5年12月22日に設置認可を受けた学校ですが、このたび学校の目的変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的ですが、旧目的から読み上げまして、要項1に記載のとおり「本校は、学校教育法に基づき、柔道整復師に関する学理及び実施の技術を教授し、現代に適する有資格者を養成し、国民の保健衛生に寄与するとともに、優秀なる柔道整復師を養成することを目的とする。また、現在の国際化、情報化の社会に貢献、貿易実務を通じ、コンピュータを確実かつ素早く操作でき、アジアを中心とした国際社会において有用な専門家を養成することを目的とする」から、新しい目的ですが「日本医療ビジネス大学校（以下「本校」という）は、学校教育法に基づき、医療分野において、医療従事者として必要な知識及び技術を教授し、保健医療福祉の向上に貢献しうる有能な人材を育成することを目的とする。また、商業実務の分野において、ビジネスのスペシャリストとして必要な知識及び実務を教授し、高度情報化社会、国際社会のビジネス実務に貢献しうる有能な人材を育成することを目的とする」に変更いたします。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から4に記載のとおりです。

目的変更の時期は、令和5年4月1日を予定しております。

変更の理由は、柔道整復科を廃止し、看護師科を設置するためです。

設置者は、学校法人村上学園で、理事長は村上京子氏、校長は村上快史氏です。

経費の見積り及び維持方法は要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおり、柔道整復専門課程を廃止し、新たに修業年限3年、総定員90名の医療専門課程、看護師科を設置いたします。これにより総定員は420名から330名となります。

また、国際ビジネス専門課程の名称を、商業実務専門課程に変更いたします。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項11から13に記載のとおりです。

備考欄には、同法人設置校の認可年月日を記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

（首肯する委員あり）

○近藤会長 それでは、議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回は諮問のみで継続審議とする案件でございます。

議案第3号は、織田学園中野高等専修学校の設置認可についてでございます。

こちらは第一部会の所管でございますので、部会の委員の皆様に、引き続き審議をお願いしたいと思っております。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回は、11月21日（月曜日）を予定しております。

会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

ご審議ありがとうございました。

午後3時17分閉会